

地域優良賃貸住宅 大柏団地 入居者募集要項

【物件概要】

貸主 豊丘村
所在地 豊丘村神稲 大柏地区 村道中央線(広域農道)沿い

	101号棟
規模	木造平屋建て住宅
敷地面積	220.12㎡
間取り	3DK
建物面積	延床面積 81.89㎡
家賃	月額 60,000 円 (敷金 120,000 円)
家賃補助※	月額 20,000 円

※18歳未満の親族と同居の世帯が対象となります

駐車場 普通車2台分／戸
入居可能日 入居者決定からおよそ1ヶ月後

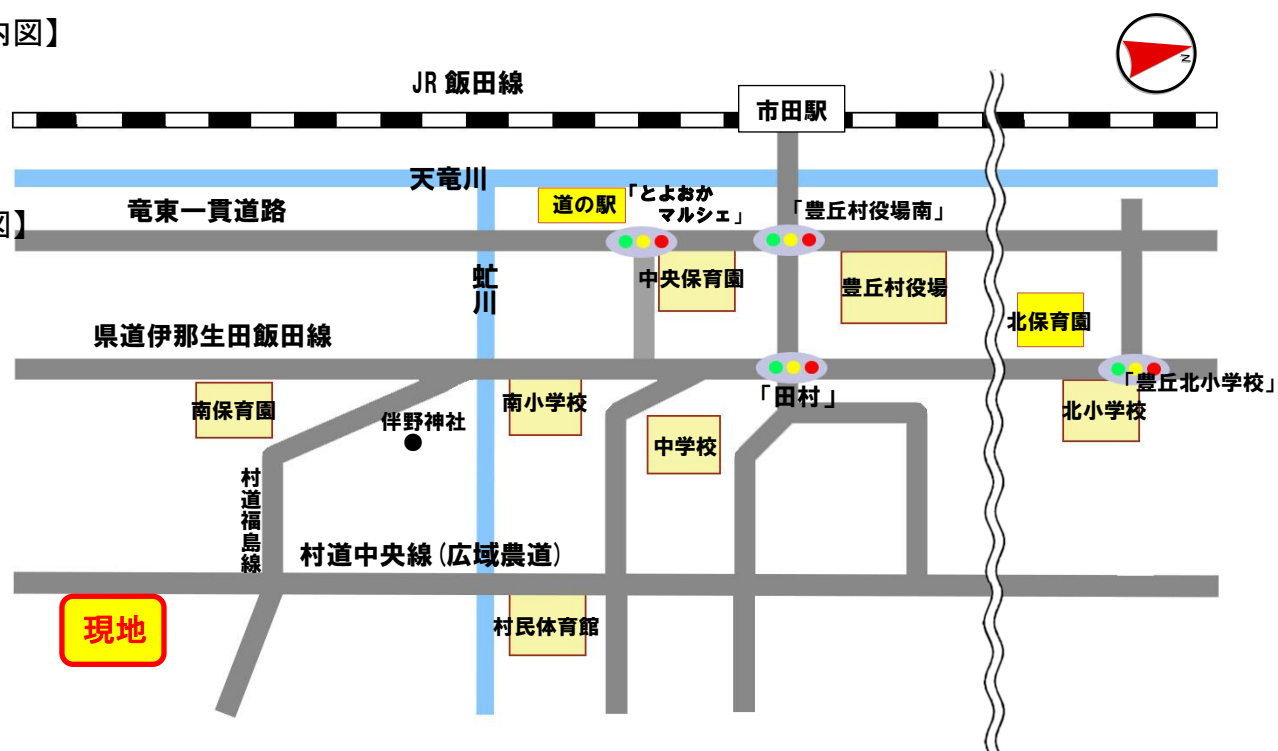


提出・お問い合わせ先

豊丘村役場 総務課 企画財政係
電話 0265-35-9050 [電子メール zaisei@vill.nagano-toyooka.lg.jp](mailto:zaisei@vill.nagano-toyooka.lg.jp)

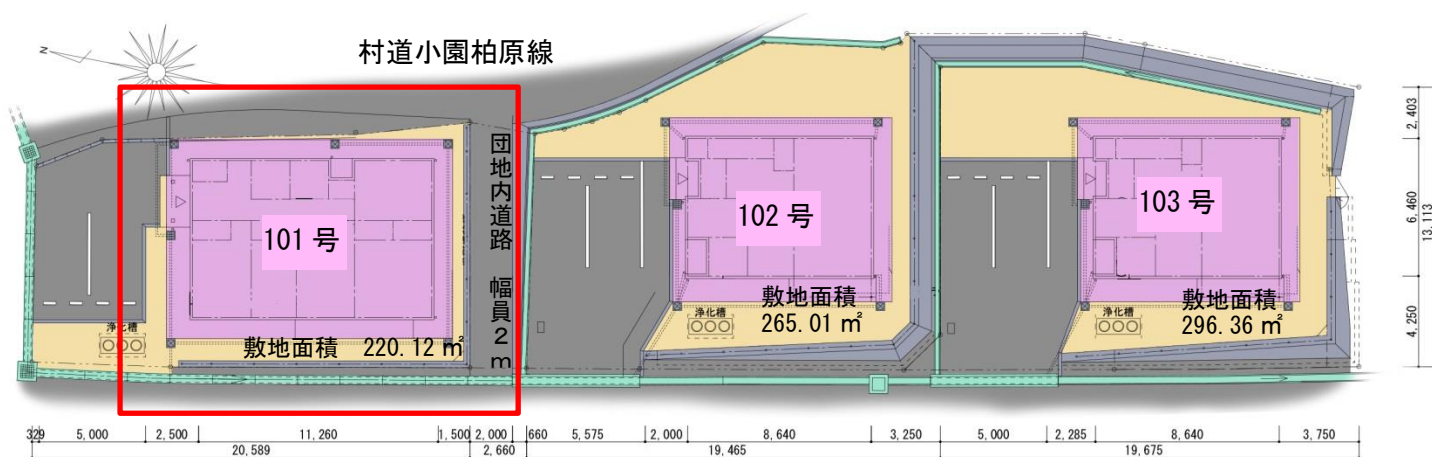
【案内図】

【地図】



【区画配置図】

・・・募集戸



村道中央線（広域農道）

【建物平面図】

101号（平屋建て）



延床面積 81.89 m²(24.77 坪)

■募集物件の申込要件

【応募資格】

次の要件を全て満たす方とします

◇子育て世代（18歳未満の親族と同居すること又は見込みの方）

◇3 名以上で居住する方

◇控除後の所得を 12 で除した額が 158,000 円以上で 487,000 円以下の方。なお、158,000 円以下であっても、今後所得の上昇が見込まれる方。

◇公租並びに公課を滞納していない方。

◇暴力団関係者でない方。

※上記の全ての要件を満たさなくても、災害等特別の事情があり村長が特に認めた方は入居可能。

(所得要件について)

算出方法 公営住宅法で定める所得基準の計算方法は次のとおりです。

$$\frac{\left[\begin{array}{l} \text{本人の所得金額 (円)} \\ + \\ \text{家族の所得金額 (円)} \end{array} \right] - \text{親族控除額 (38 万円} \times \text{人数)} - \text{特別控除額}}{12 \text{ か月}} \quad (\text{下表該当分})$$

※ 所得金額

・給与収入の方は、源泉徴収票の給与所得控除後の欄④

- ・確定申告されている方は、確定申告書の所得金額。

※ 控除の種類

下表の 2～7 は市区町村発行の課税

(所得) 証明書、または、源泉徴収票
の扶養控除の欄でご確認ください。

[illegible]

控 除 の 種 類	控 除 の 内 容	控 除 金 額
1 親 族 控 除	入居しようとする親族（本人を除く）及び遠隔地扶養親族	380,000 円
2 老 人 扶 養 控 除	所得税法の扶養親族のうち年齢 70 歳以上の方	100,000 円
3 特 定 扶 養 親 族 控 除	所得税法の扶養親族のうち年齢 16 歳以上 23 歳未満の方	250,000 円
4 ひ と り 親 控 除	現に婚姻をしていない方で、かつ、生計を一にする子（総所得金額が 4 8 万円以下）を有する方	350,000 円
5 寡 婦 控 除	①夫と離婚した方で、かつ、扶養親族を有する方 ②夫と死別した後婚姻をしていない方 ※ひとり親に該当する方は除く	270,000 円
6 障 害 者 控 除	障がい者の方がいるとき	270,000 円
7 特 別 障 害 者 控 除	特別障がい者の方がいるとき	400,000 円

例：本人、妻、子（10歳）、母（72歳）の4人家族の場合

① 給与所得控除後の金額		5,100,000 円	
親族控除（妻、子、母 3 人×380,000 円）	—	1,140,000 円	
老人扶養控除（母 100,000 円）	—	100,000 円	
差し引き		3,860,000 円	
		12 か月	=321,666 円

【賃貸借条件・契約約款】

◇家賃は月額 60,000 円です。

※18 歳未満の親族と同居している方には、下記の通り家賃補助があります。（※満 22 歳未満の子と同居している場合に限り支給。）

家賃補助額	101 号棟
入居後 5 年間	月 20,000 円
入居後 6 年目～	月 10,000 円

◇敷金は 120,000 円（家賃月額の 2 ヶ月分）です。

◇電気、水道、浄化槽維持管理費、電話料、インターネット加入負担金等の生活に係わる経費については、入居者の負担とします。

◇当該物件を貸与すること、住宅以外の用途に使用することは禁止しています。

【建築物及びその敷地に関する事項】

◇住宅及び敷地を、公序良俗に反し周辺に悪影響を及ぼすおそれのある用途に使用しないこと。また、特定の宗教団体の集会施設として使用しないこと。

◇沿道及び敷地内の空き地等は、できる限り美化に努めること。

◇犬・猫等の動物を飼育することは禁止します。

【地域住民や団体等との約束事項】

◇当団地が属する、福島区、大柏自治会、隣組等の自治組織に加入し、地区の活動（道づくり等の共同作業、お祭り等）に積極的に参加すること。また、自治組織の規則を守り、自治会費などの負担をすること（順番で自治会の隣組長等の役員の義務がありますので、快くお引き受けいただきますようお願いいたします）。

【その他】

◇必ず現地を確認し、募集要項を熟読した上でお申込みください。

◇保育園の学区は「豊丘南保育園」、小学校の学区は「豊丘南小学校」になります。

◇村営住宅では、共同生活を営むことになりますので、騒音を発生させないことなど、団地内のルールを遵守する必要があります。

◇入居者本人に部屋の管理義務があります。

◇敷金は退去時の修繕費として扱います。

◇村営住宅本体及び共同施設等の修繕は村の負担となりますが、軽微な修繕等（破損ガラスの取替え等及び給水栓、その他附帯施設の構造上重要でない部分の修繕等）は入居者の負担となります。ただし、修繕が入居者の責に帰すべき理由によって発生した場合は、村が修繕する内容であっても、その修繕

にかかった費用を入居者に負担していただきます。

◇入居者は、村営住宅を模様替えし、又は増築をしてはなりません。ただし、原状回復又は撤去が容易である場合（※参照）において、村長の承認を得た場合は可能です。

※ エアコンの取付工事

※ インターネット回線引込に伴う壁の穿孔

※ 敷地内への簡易倉庫の設置 など

◇次に該当する場合は、退去していただくこととなります。

- ・ 不正の行為により入居したとき
- ・ 家賃を3か月以上滞納したとき
- ・ 当該村営住宅を故意にき損したとき
- ・ 正当な理由によらないで15日以上村営住宅を使用しないとき
- ・ 入居の承継または同居の承認規定に違反したとき
- ・ 住宅を他の者に貸し、または入居の権利を他の者に譲渡したとき
- ・ 住宅を無断で他の用途に使用したとき
- ・ 住宅を無断で模様替えまたは増築したとき
- ・ 村営住宅の借上げの期間が満了するとき
- ・ 暴力団員等であることが判明したとき（同居者が該当する場合を含む。）

■ 申込方法

申込書に必要事項を記入し、下記の書類とともに、役場総務課企画財政係に持参してください。

【入居申込書類】

- | | |
|---|--------------------------|
| ① | 入居申込書 |
| ② | 住民票の写し（入居予定者全員のもの） |
| ③ | 所得証明書（所得のある方の者全て） ※直近1年分 |
| ④ | 納税証明書（納税のある方の者全て） // |
| ⑤ | 誓約書 |
| ⑥ | 確約書（暴力団関係者でない旨の確約） |

【書類受付場所・問合せ先】

〒399-3295 長野県下伊那郡豊丘村大字神稲 3120 番地

豊丘村役場 総務課 企画財政係 TEL：0265-35-9050 FAX：0265-35-9065

E-mail：kikaku@vill.nagano-toyooka.lg.jp

【受付時間】 平日 8:30～17:15

【募集締切】 令和5年7月4日（火） 17:00

【その他】

- ・ 入居申込書等の申請書は、役場総務課及び村ホームページでご用意しています。
- ・ 申込は、申込者（世帯員や同居予定者を含む）一人につき1回に限ります。
- ・ 申請書の提出に当たっては、必ず、申請者本人が、豊丘村役場 総務課 企画財政係までお越しください。申請書の提出の際、現在の住宅の状況、応募理由等を簡単にお聞きます。（郵送、メール、FAXでの提出はできません）

【入居者の決定 ～ 契約 ～ 入居まで】

①入居者選考………入居決定は申込書の「先着順」ではありません。申込書の内容、現在の住宅の困窮状況等

を審査の上、庁内の入居者選考委員会により決定します（必要により抽選を行う場合があります）。

②入居者説明会……入居者決定後、入居者向けの説明会を行い、入居に関する詳しい説明を行います。（鍵の引渡しも当日に行います。印鑑をご持参ください）。

③入居可能日……入居者決定からおおよそ１ヶ月後

※入居時に、施工業者から設備の使用方法等について説明を受けてください。

④敷 金……敷金として、家賃月額２ヶ月分の 12 万円を指定日までに納付書で納入してください。

敷金は、退去時の修繕費として扱います。

⑤家 賃……入居月分から発生します。

■上下水道の加入料金及び使用料金

	種 別	加入負担金 (一括納入)	使用料金 月額	
上 水 道	村 営 水 道 (口径13mm)	必要なし	一般家庭の 平均的な例 (20㎡使用)	3,200円
下 水 道	合併浄化槽		○保守点検：年4回 (1回約4,000～8,000円) ○退去時清掃費用は、敷金からのお 支払いとなります。	

■各自治組織加入に伴う費用等

	加入金	毎月の支払	年 額
福 島 区 区 費	なし	3～12月の10ヶ月 1,250円／月	計12,500円
大柏自治会 自 治 会 費※1	なし	4・9月の年2回×3,000円 6,000円	計6,000円
出 不 足 金	(共同作業を欠席した場合のみ) 林務作業 4,100円／回		

※1 これらの他に隣組で徴収する「隣組費」も発生します。

■区・自治会での役務

【福 島 区】 ○区有林作業 年 1 回(6 月 又は 9 月の山作業どちらかに参加)

○道づくり作業 年 2 回(春・秋)

○草刈り作業 年 1 回(7 月、道路沿線の草刈り作業)

○側溝整備 年 1 回(12 月、道路側溝の落ち葉を掃除)

【大柏自治会】 ○常会 月 1 回の会合、区費等の徴収

■豊丘村にはこんな制度があります

【出産祝金】

お子さんが生まれた場合、出生児 1 人につき 10 万円支給します

(※支給決定日から 3 年以内に豊丘村外へ転出された場合は全額を返還いただきます)

【めばえ支援】

不妊治療・不育症治療に対する助成制度があります。

【福祉医療費給付金】

高校生までの医療費を助成します。